

Pragma Letter

プラグマレター

最新情報をお届けします

2022年
11月

いつもプラグマレターを読んでいただき、ありがとうございます。
11月のカレンダー、トピックスをご案内いたします。

給与・社会保険

◆2022年10月20日から11月2日にかけて、協会けんぽより、被扶養者状況リストが送付されます。

○確認対象：2022年9月10日現在被扶養者の方（協会けんぽからの案内を確認のうえ、リストを作成いただきます。）

○リスト提出期限：2022年11月30日（水）

◆プラグマでは『年末調整業務』をお手伝いしています。

○従業員が提出した年末調整書類のチェック

○源泉徴収票の作成

○各市区町村へ送付する「給与支払報告書」「総括表」の作成および発送作業など・・・

一連の業務をお受けしておりますので、どうぞご相談ください。

会計・税務

11/10 (木)	10月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
11/15 (火)	所得税の予定納税額の減額申請の期限（第2期分のみ）
11/30 (水)	9月決算法人の確定申告の期限 <法人税・消費税（地方消費税含む）・法人事業税・法人事業所税・法人住民税>
	3月決算法人の中間申告の期限 <法人税・消費税（地方消費税含む）・法人事業税・法人住民税>（半期分）
	所得税の予定納税額の納付の期限（第2期分） 個人事業税の納付期限 第2期分 （東京23区の場合）

助成金申請サポート業務のご案内

助成金についてご不明なことはありませんか？

助成金は国や自治体が施策を進めるため、一定の要件を満たす事業主に支給する資金です。金融機関からの融資とは異なり「返済不要」ですが、申請をしなければ支給はされません。

たとえば

○そもそも自社で利用できる助成金があるのかわからない

○申請手続きに専門的内容があり、何をしたら良いかわからない

プラグマでは助成金の検討から受給まで、お客さまにご安心いただけるようサポートさせていただきます。ぜひ、お気軽にお問い合わせください。

インボイス制度 確認シート

<登録編>

うちも関係あるの？



発行事業者への登録が必要か確認ができますので、ぜひご利用ください。

2023年10月からインボイス制度が始まります。インボイスを発行するには、**予め発行事業者への登録が必要です。**そして、**登録できるのは消費税の課税事業者に限られています。**

まずは登録が必要かどうか、以下で確認してみましょう。

インボイス制度 確認シート

<登録編>

の全文をご覧になりたい

お客さまは、

右のQRコードより

ご覧いただけます。



インボイス制度の対応についてお困りのお客さまは、担当のプラグマスタッフへお声掛けください。

株式会社プラグマ・社会保険労務士法人プラグマ・中井啓之税理士事務所

一人ひとりにファンがいる会社。
常によりそう。共によろこぶ。



pragma
WEB

